

公立大学法人札幌市立大学における公的研究費の管理及び監査に関する
規程

平成20年1月1日

平成19年規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人札幌市立大学（以下「本学」という。）における教職員の公的研究費の不正使用を防止するとともに、その管理及び監査について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「公的研究費」とは、各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 文部科学省から配分される競争的資金及び研究資金（文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金及び研究資金を含む。）
- (2) 競争的資金に関する関係府省連絡会の申し合わせに係る競争的研究資金
- (3) その他運営費交付金等を含む公的な資金および外部資金から配分される研究費

(最高管理責任者)

第3条 大学全体を統括し公的研究費の運営・管理について、最終責任を負う者（以下、「最高管理責任者」という。）を置く。

2 最高管理責任者は、理事長とする。

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について大学全体を統括する実質的な責任と権限を負う者（以下、「総括管理責任者」という。）を置く。

2 総括管理責任者は、事務局長とする。

(部局責任者)

第5条 各部局における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を負う者（以下、「部局責任者」という。）を置く。

2 部局責任者は、各部局の長とする。

(ルールの明確化等)

第6条 最高管理責任者は、公的研究費に係る事務手続きについては、適正かつ円滑な運営が図られるよう常に検証を行い、ルールの明確化及び統一化を図るとともに、教職員に対してわかりやすい形で周知しなければならない。

(職務権限の明確化)

第7条 最高管理責任者は、公的研究費の事務処理に関する教職員の権限と責任を明確にしなければならない。

2 公的研究費については、公立大学法人札幌市立大学会計規則（平成18年規程第19号）および公立大学法人札幌市立大学事務専決規程（平成18年規程第21号）に基づき適正に執行しなければならない。

(相談窓口)

第8条 事務処理手続き及び公的研究費の使用に関する相談窓口を事務局経営企画課に置き、効率的な研究遂行を適切に支援する仕組みを設ける。

(教職員の意識向上)

第9条 最高管理責任者は、教職員に対し、不正防止に関する研修会を毎年度行い、教職員の意識向上に努めなければならない。

2 教職員は、公立大学法人札幌市立大学教職員就業規則（平成18年規則第39号）（以下、「就業規則」という。）を遵守するとともに、公立大学法人札幌市立大学研究倫理規程（平成18年規程第58号）に基づき、研究に係る倫理の保持に努めなければならない。

(不正防止計画の策定)

第10条 最高管理責任者は、公的研究費に係る不正を未然に防止するため、不正を発生させる要因を把握し、その要因に対応する具体的な不正防止計画を策定しなければならない。

2 最高管理責任者は、不正防止計画の進捗管理に努めなければならない。

(不正防止計画の推進)

第11条 最高管理責任者は、本学全体の不正を発生させる要因について体系的に整理および評価を行い、不正防止計画を推進するため最高管理責任者は直轄的な機関として防止計画推進担当者を置く。

2 防止計画推進担当者は、事務局経営企画課地域連携担当課長とする。

(公的研究費の適正な運営・管理活動)

第12条 教職員は、不正防止計画を踏まえ適正な予算執行を行わなければならない。

2 最高管理責任者は、教職員が不正取引を行わないよう、癒着を防止する対策を講じなければならない。

3 最高管理責任者は、公的研究費の適正な運営・管理を行うため発注・検収業務について当事者以外による確認が有効に機能するシステムを構築しなければならない。

4 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分については、公立大学法人札幌市立大学契約規程（平成18年規程第42号）に基づくものとする。

(監査)

第13条 公的研究費の適正な管理のため最高管理責任者の直轄的な機関として内部監査担当者を置き、財務等に係る監査、体制の不備の検証を任務とする。

2 内部監査担当者は、事務局経営企画課長とする。

3 内部監査担当者は、第11条に定める防止計画推進担当者、監事及び会計監査人との連携を強化しなければならない。

(研究費不正問題審議会の設置)

第14条 最高管理責任者は、公的研究費の不正に関する事案を審議する組織として、研究費不正問題審議会を設置する。

2 研究費不正問題審議会は、部局長会議をもって充てる。

(通報窓口)

第15条 本学における公的研究費の不正使用に関する通報、告発等（以下「通報等」という。）に対応するため、学内においては事務局次長に、学外においては札幌市市民まちづくり局企画部企画課に通報窓口を置く。

(報告)

第16条 通報窓口は、通報等の受付に当たるとともに、通報等の具体的事項を、研究費不正問題審議会を通じて最高管理責任者に報告する。

(調査委員会の設置及び調査等)

第17条 研究費不正問題審議会は、審議に当たって事実関係の調査が必要で

あると認めるときは、速やかに調査委員会を設置しなければならない。

- 2 調査委員会は、その事実関係について必要な調査を行い、研究費不正問題審議会に報告しなければならない。

(措置)

第18条 研究費不正問題審議会は、最高管理責任者に審議結果を報告する。

- 2 最高管理責任者は、不正行為を疑われる者に審議結果を通知する。この場合、通知を受けた者は最高管理責任者に不服申し立てをすることができる。

- 3 不正行為があったと認めたとときの懲戒の種類及びその適用に必要な手続き等については、就業規則に基づくものとする。

(意思決定手続き等の公表)

第19条 公的研究費の不正への取り組みに関する本学の方針及び意思決定手続きについて、ホームページ等に公表するものとする。

(見直し)

第20条 最高管理責任者は、公的研究費の管理及び監査が適切に実施されるよう、この規程を定期的に見直さなければならない。

(その他)

第21条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成20年1月1日から施行する。